

平成 29 年 第 4 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 4 月 25 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二		5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲		18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

4 番 大城 誠常 17 番 大城 えり子

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

12 番 百次 仁一 3 番 仲西 栄二

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 20 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 4 議案第 21 号 農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 5 議案第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

平成 29 年 第 3 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 3 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、4 番大城誠常委員、17 番大城えり子委員から欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 4 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 12 番百次仁一委員、3 番仲西栄二委員です。次回調査委員が 12 番大小堀旭委員、13 番具志堅繁光委員、14 番長嶺功委員です。よろしくお願ひします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(12 件) 日程第 2 議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(1 件) 日程第 3 議案第 20 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(3 件) 日程第 4 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(8 件) 日程第 5 議案第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (1 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 12 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番と 2 番は関連しております。1 番は真栄里の 1 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は真栄里の 2 筆で、7 年間の使用貸借権の設定であります。3 番と 4 番は関連しております。3 番は米須の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。4 番は真壁の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。5 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転であります。次に 3

	ページをお開き下さい。6番と7番は関連します。6番は大里の1筆で、売買による所有権の移転であります。7番は南波平の2筆で、3年間の賃借権の設定であります。8番は大度の1筆で、贈与による所有権移転であります。9番は大度の2筆で、贈与による所有権の移転であります。10番も大度の2筆で、贈与による所有権の移転であります。次に4ページをお開き下さい。11番は米須の1筆で、売買による所有権移転であります。12番は摩文仁の3筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第18号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは6ページをお開き下さい。1番は座波の1筆で、農地区分は第1種農地であります。一般住宅への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは4条の報告を致します。7ページをお開き下さい。 申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。 しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、問題ないものと判断しました。以上です。

会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 19 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 20 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、9 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 20 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 21 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、15 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。

	議案書を読み上げて説明(一部内容省略)
事務局	29-1 は宇江城の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。いんげんの経営開始であります。29-2 は喜屋武の 2 筆で、3 年 11 ヶ月間の賃借権の設定であります。人参の規模拡大であります。29-3 は武富の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。トルコギキョウの規模拡大であります。29-4 は武富の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。枝豆の規模拡大であります。29-5, 29-6 は関連します。北波平の 1 筆で 3 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 21 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、18 ページをお開き下さい。29-1 は宇江城の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。
委員	特になし。

会長	それでは、議案 22 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人
	12 番 百次 仁一
	3 番 仲西 栄二

